令和９年度目黒区私立幼稚園等保護者補助金説明書

１　補助金支給対象基本要件

次の（１）と（２）の要件を満たす幼児の保護者で、私立幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）、私立認定こども園（短時間利用）、幼稚園類似施設、国立大学附属幼稚園、国立特別支援学校幼稚部に通園させ、かつ保育料等を納入した方が対象となります。

（１）住所要件

令和９年４月１日以降、目黒区に住所登録がある、又はあった幼児（※）。

（※）外国籍の方で住民登録が免除されている場合は、公的機関が発行する住居（目黒区内）証書等をもって住所の確認に代えることができます。

（２）年齢要件

年長組	５歳児	２０２１年(令和３年)４月２日～２０２２年(令和４年)４月１日生
年中組	４歳児	２０２２年(令和４年)４月２日 ～２０２３年(令和５年)４月１日生
年少組	３歳児	２０２３年(令和５年)４月２日 ～２０２４年(令和６年)４月１日生
	満３歳児	２０２４年(令和６年)４月２日 ～２０２５年(令和７年)４月１日生

（満３歳児認可園のみ）

２　補助金の種類

補助金名	対象（補助要件）	補助金額
（１） 入園料補助金	私立幼稚園、私立認定こども園、幼稚園類似施設に入園したときに目黒区に住所がある、又はあった幼児の保護者 ・園児一人につき１回です。引き続き目黒区に居住している方が転園した場合の入園料は対象になりません。 【補助対象経費】令和９年度分として納入した入園料	１００，０００円 （所得制限なし） （ただし、入園料が補助金額を下回る場合は、その額を限度とします。）
（２） 施設等利用給付 （無償化事業給付金）	幼児を私立幼稚園、国立大学附属幼稚園、国立特別支援学校幼稚部に通園させ、かつ保育料等を納入した保護者 ・子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園及び私立認定こども園は対象外です。 【補助対象経費】令和９年度分として納入した保育料と入園料	月額上限２８，０００円 ※以下の場合は異なります。 ●国立大学附属幼稚園 ・・・月額上限８，７００円 ●国立特別支援学校幼稚部 ・・・・・月額上限４００円 （ただし、保育料等が補助金額を下回る場合は、その額を限度とします
（３） 保育料補助金 （目黒区補助金＋ 都補助金）	幼児を私立幼稚園、私立認定こども園、幼稚園類似施設に通園させ、かつ保育料等を納入した保護者 【補助対象経費】 ●新制度未移行園・・・施設等利用給付分を超えた分の保育料と学納金（施設費、教材費、冷暖房費、衛生費等毎年納入する経費） ●新制度園・認定こども園・・・特定負担額（施設費、教材費、冷暖房費、衛生費等毎年納入する経費） ※目黒区補助分のみ、入園料補助金を差し引いた残りの入園料も補助対象となります。	裏面別表のとおり （所得制限あり） ※ただし、保育料等が補助金額を下回る場合は、その額を限度とします。
（４） 預かり保育料 補助金	預かり保育料に対する補助金です。 保育の必要性の認定（確認）を受けた保護者が対象となります。 補助要件、補助金額、申請手続、必要な書類、補助金支給予定日、申請期限などの詳細は、別紙**「私立幼稚園の預かり保育料補助説明書」**をご覧ください。	

【問い合わせ先】　目黒区　子ども若者部　子ども若者課　子育て支援係

〒１５３－８５７３　目黒区上目黒２丁目１９番１５号　　☎５７２２－９８９２（直通）

（裏面へつづく）

別表【保育料補助金（目黒区補助金+都補助金）月額上限額表】

区分	算定基準		保育料補助金（月額上限額）※（　）内はうち目黒区補助金額		
			第１子	第２子	第３子以降
第１階層	生活保護世帯		16,200（10,000）	16,200（10,000）	16,200（10,000）
第２階層	区民税非課税世帯 区民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	16,200（10,000）	16,200（10,000）	16,200（10,000）
		ひとり親世帯等以外の世帯	13,200（10,000）	16,200（10,000）	16,200（10,000）
第３階層	区民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	ひとり親世帯等	13,200（10,000）	16,200（10,000）	16,200（10,000）
		ひとり親世帯等以外の世帯	11,800（10,000）	11,800（10,000）	16,200（10,000）
第４階層	区民税所得割課税額が 211,200 円以下の世帯		11,800（10,000）	11,800（10,000）	15,600（10,000）
第５階層	区民税所得割課税額が 256,300 円以下の世帯		11,800（10,000）	11,800（10,000）	15,000（10,000）
第６階層	区民税所得割課税額が 256,300 円を超える世帯		11,800（10,000）	11,800（10,000）	11,800（10,000）
第７階層	税未確認世帯　※		10,000（10,000）	10,000（10,000）	10,000（10,000）

※税未確認世帯：区市町村民税未申告等により税額が決定しない世帯、課税基準日に目黒区外居住者で前住所地での課税証明書等を提出しなかった世帯、課税基準日に国外に住所があり収入の分かる書類を提出しなかった世帯のこと。区が定める期日後に税額が決定した場合や、必要書類が提出された場合も階層変更は行いません。

３　申請手続

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（第１号）及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書　兼請求書」に必要事項を記入のうえ、**園の取りまとめ期限までに必ずご提出ください。**

※こちらの申請書は、「施設等利用給付認定申請書（１号）」と令和９年度の「目黒区私立幼稚園等保護者補助金（入園料補助金、施設等利用給付、保育料補助金、預かり保育料補助金）交付申請書」を兼ねた様式となっています。給付認定の有効期間は小学校就学前までですが、補助金交付申請は**１年ごとに申請**していただく必要がありますので、毎年ご提出していただきます。

４　補助金額の確定に必要な書類　（※詳細は別紙「課税証明書等の添付書類について」参照）

（１）　４月～８月分の補助金確定に必要な書類

令和８年１月１日現在の住所が目黒区以外の場合　⇒　マイナンバー利用同意書または令和８年度課税・非課税証明書

（２）　９月～３月分の補助金確定に必要な書類

令和９年１月１日現在の住所が目黒区以外の場合　⇒　マイナンバー利用同意書または令和９年度課税・非課税証明書

※（１）（２）とも、目黒区で課税されている方は提出不要です。

※海外に居住していて収入のあった方は、別紙「課税証明書の添付書類について」参照

５　補助金の支給について

（１）　入園料補助金　・・・・・・・・・・・初回 10 月末頃（次回以降 12 月中旬、翌４月中旬）

（２）　施設等利用給付・保育料補助金・・・４～8 月分を 10 月末頃、9 月～3 月分を４月中旬

振込口座は必ず園児の保護者（申請者）の口座をご指定ください。園児名義口座への振込みは出来ません。

６　申請期限

区への申請書の最終提出期限は、**令和１０年２月２９日（火）（必着）**です。期限を過ぎますと補助金を受けられない場合がありますのでご注意ください。